

## 協会員に対する処分及び勧告について

平成 24 年 10 月 16 日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

### 記

#### ○ 野村證券株式会社

- ・ **法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等**

#### 1. 事実関係

- (1) 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

##### ア コンプライアンス態勢に係る問題

内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門は下記イからエの状況につき、法人関係情報の管理・営業の実態把握・法令遵守確認等を十分に行っていないなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。

また、法令遵守態勢、法人関係情報の適正な管理態勢を構築・運用する責務を負っている役職員が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず不十分な対応に終始したことから、本件問題点を早期に把握・分析し、金融商品取引法の趣旨・目的に照らして適切な対応を取るという金融商品取引業者及び市場のゲートキーパーとして求められる役割を果たしていなかった。

##### イ チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達

機関投資家営業部署の職員が、収益第一主義の営業態勢等を同部署内に徹底したことにより、同部署内における法令遵守意識を欠落させ公募増資案件に係る法人関係情報の管理が不徹底な状況になっていた。機関投資家営業部署の職員は、「銘柄名を聞かなければ銘柄が推測できても問題ない」などの安易な考えから、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、公募増資案件に係る法人関係情報又は銘柄名を推知し得る情報を積極的に取得し、営業に活用することが常態化していた。

##### ウ セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得

機関投資家営業部署内でヘッジファンドを担当する職員は、社内アナリストが知り得る公募増資に係る情報等を聞き出そうと執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報の積極的な取得を行っていた。なお、一部の社内アナリストにおいては、公募増資予定銘柄に関する売買管理部のチェック状況を安易に回答していた。

エ 機関投資家営業部署内での情報共有

機関投資家営業部署内においては、職員が取得した公募増資案件に係る法人関係情報について、銘柄名を言う場合には、「噂だが」などの付言をすれば問題ないとして、部内で公募増資案件に係る法人関係情報の共有が行われた。

(2) 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況

ア 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為

(ア) 法人関係情報を保有する部署から恒常的に法人関係情報を入手していたA部長は、甲社株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「甲社情報」という。）を入手し、部下のB課長とともに、顧客に対し、甲社情報が公表される以前に、甲社情報を提供して甲社株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。

また、A部長は、他の顧客に対し、甲社情報が公表される以前に、甲社情報を提供して甲社株式の公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。

(イ) 乙社株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「乙社情報」という。）を入手したC部員は、顧客に対し、乙社情報が公表される以前に、乙社情報を提供して乙社株式の公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。

(ウ) 社内アナリスト等から情報収集を行い、丙社株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「丙社情報」という。）を入手したD部員は、顧客に対し、丙社情報が公表される以前に、丙社情報を提供して丙社株式の売買の勧誘を行ったと認められる。

イ その他不適切な業務運営状況

(ア) 公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した可能性が高い複数の事例が認められた。

(イ) 公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供した可能性のある複数の事例が認められた。

上記（1）及び（2）の実態を把握していなかったという点で、当社経営陣の法人関係情報の管理態勢に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかったと認められる。

## 2. 法令適用

当社における上記1.（1）及び（2）イのような、公募増資案件に係る法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務の運営状況にあるものと認められ、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。

また、上記1.（2）アのような、有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為は、当社における法人関係情報の管理態勢に不備が認められる状況の下で発生、看過されているものであり、会社行為と認められ、金融商品取引法第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号に該当するものと認められる。

さらに、上記全体については、本協会定款第28条第1項第4号に規定する「取引の信義則に反する行為」と認められる。

**3. 処分及び勧告の内容**

以上のことから、野村証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

**(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分**

過怠金の賦課3億円

**(2) 定款第29条の規定に基づく勧告**

以下の事項を含んだ「再発防止策」を策定し、その実施状況を書面で報告すること。

- ① 経営陣主導のもとで、既に策定している改善策を確実に実施・定着させ、実効性のある内部管理態勢を構築すること
- ② 役職員に対して法令等諸規則の趣旨等について正しく理解させることに加えて、役職員一人ひとりの倫理意識を向上させること

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）